

令和7年4月7日

保護者 様

成田市立成田小学校
校長 石川 智彦

携帯電話(スマートフォンを含む)の所持について

このことについて本校では、学業に関係のないものを持ってこないこと、携帯電話等の使用に伴う事故（交通事故やネットトラブル等）から安全を確保するため、原則として所持しないこととしています。

やむを得ない事情で所持の必要がある場合に限り、申請を精査の上許可していますので、該当する方は、下記により手続きしてください。

なお、許可期間は単年度となりますので、昨年度許可を受けている方で継続を希望される方は、改めて申請してください。

記

1. 学校での携帯電話等の所持について確認事項

- (1) 学校は携帯電話の紛失や故障等に対して一切責任を負うことはできません
- (2) 校内では、学習の妨げにならないように電源を切る。また、校内ではランドセルの中で保管し、操作しない。
- (3) 使用は申請理由に該当する範囲で、下校時校門付近とする。
- (4) 許可期間は、許可書を交付された日からその年度末まで、または申請理由を解消した日のいずれか早い日までとする。

※上記の約束を守れず、改善されない場合は許可を取り消します。お子様と使い方についてご確認いただきますようお願いいたします。

2. 申請手続きについて

- (1) 所持の必要があり、上記1を遵守できる場合は、連絡帳に許可申請書の配付を学級担任に申し出る。
- (2) 配付された許可申請書に必要事項を記入し、学級担任に提出する。
- (3) 申請内容を精査し、認められた場合は許可書が交付されます。
- (4) 許可書が交付された日以降、所持できます。